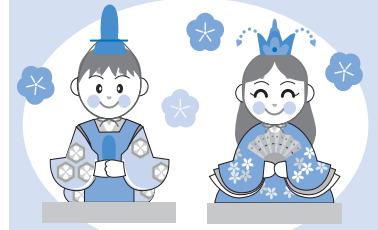


お知らせ



福祉環境グループ

障がい者出張相談会の開催について

障がいを持った方の困り事悩み事などの相談会を左記により開催いたします。

開催日	● 3月19日(木)
時間	午前10時から 午後3時まで
場所	保健センター
相談に当たる機関	結いの里 (榎葉町)
利用料	無料

教育委員会

広野町奨学資金貸与事業のお知らせ

広野町では、平成4年度から奨学資金貸付事業を実施しておりませんが、平成21年度も次のとおり奨学資金の貸与をしますので、お知らせいたします。

1 目的

広野町出身の学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難と認められる者に対し奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資する。

2 貸与を受ける者の資格

次の各号に掲げる要件を備える者に対して申請に基づき貸与する。

- (1) 専修学校専門課程(学校教育法(昭和22年法律第14号)第82条の3第3項の専修学校専門課程をいう。)、短期大学又は大学(大学院を除く。)(次号において「大学等」という。)に在学し、品行が正しく学術にすぐれていること。
- (2) 前号の大学等に合格した際に広野町に引き続き1年以上住所を有していること。
- (3) 国、県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。
- (4) 経済的理由により修学が困難と認められること。

3 奨学資金の額

奨学資金貸与額は、月額100,000円以内とし、本人の希望及び家庭の事情等を参酌して決定する。

4 申請手続き

貸与を希望する方は、奨学生願書等により広野町教育委員会に申込みください。

◆ 受付期間

平成21年4月1日から平成21年4月30日まで(期間厳守)

(ただし、土日祝日など役場閉庁日を除く)

〒271-4166

E-mail: kyouiku@town.hirano.

fukushima.jp

あなたもボランティアをはじめませんか？ 学習ボランティア募集

広野町では、ボランティア活動の充実および拡充を図るため、「広野町体験活動・ボランティア支援センター」を設置しています。

地域の人々が小・中学校・公民館等において児童生徒の体験学習などを支援する学習ボランティアを随時募集しております。

◆ 学習ボランティアとは…?

主に小・中学校・公民館等における児童生徒の様々な体験活動(自然体験、ものづくり、環境整備活動、読み聞かせなど)を支援します。

◆ 募集期間

随時受付しております。

◆ 募集条件

- 学校等からの要望により活動できる20歳以上の心身ともに健康な方。
- 謝礼・手当・交通費はありません。
- 活動にあたり、保険については公民館総合補償制度の範囲内で対応いたします。

- ボランティアの活動分野は、スポーツ・健康、産業・技術、生活・文化、語学、野外活動、歴史、食育などです。

◆ 主な登録分野

領域	主な内容
一般教育	● 英会話 ● 国際理解 ● 外国語 ● 芸術(音楽、美術等)
スポーツ健康	● ニュースポーツ ● 生涯スポーツ ● 医療 ● 介護 ● 体操・ダンス ● 陸上競技 ● 武道・格闘技 ● スイミング ● 冬季スポーツ ● 体力づくり ● 健康づくり・健康法
産業・技術	● 農林水産業体験(田植え、野菜づくり等) ● 環境問題 ● パソコン
生活・文化	● 読み聞かせ ● 昔遊び(コマ回し・凧作り・お手玉・折り紙など) ● 民芸品(わり・竹・てる細工) ● 民話 ● そば・うどん打ち ● 郷土芸能 ● 郷土料理 ● 手話 ● 点字
野外活動	● 植物 ● 生物(川・山) ● キャンプ ● 登山 ● レクリエーション ● 自然観察
歴史	● 広野町の歴史・遺跡等
食育	● 食に関する指導
趣味	● 囲碁 ● 将棋 ● 陶芸 ● 絵画 ● 俳句・短歌 ● 民謡 ● 民舞 ● 音楽(合唱、器楽) ● 園芸 ● 盆栽 ● 手芸(洋裁・和裁) ● 茶道 ● 華道 ● アレンジメント ● ラワー ● 着付け ● 料理 ● お菓子づくり
その他	◎ 上記に属さないもの

◆ 募集人員

制限ありません。
※団体での登録も受付しておりますのでお気軽にお問い合わせください。

☎ 教育委員会

〒271-4166
E-mail: kyouiku@town.hirano.
fukushima.jp

保健センター

乳幼児等医療費助成事業の対象年齢の引き上げについて

乳幼児及び児童医療費の助成については、現在、小学校卒業まで

(満12歳に達する日以降の最初の3月31日まで)を対象に実施しておりますが、本年4月1日以降の診療分から医療費助成の対象年齢を中学校卒業まで(満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)に引き上げることになりました。これにより、医療機関等においての窓口支払い無料化についても同様に取り上げられます。なお、現在の中学1・2年生につきましても、3月中に乳幼児等医療費受給資格登録申請の手続きが必要となります。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

〒271-3040

6 公平委員会の状況（平成19年度）

(1) 公平委員会の事務の委託

※地方公務員法第7条第3項の規定により、町は公平委員会を置くこととされている。ただし、同法第7条第4項の規定では、他の地方公共団体の人事委員会に委託してその事務を処理させることができることとされており、本町では公平委員会の事務を県の人事委員会に委託している。また、毎年7月末日までに前年度の業務の状況の報告を県人事委員会から受けることになっている。

(2) 公平委員会の権限

※公平委員会の権限は、地方公務員法第8条第2項に定められている。その主な内容は次のとおり。

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。
- ・ 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する制裁又は決定をすること。
- ・ 職員の苦情を処理すること。

(3) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況

- ①勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- ②不利益処分に関する不服申し立ての状況 該当なし
- ③その他
 - ・ 職員団体の登録の状況 登録団体名：自治労広野町職員組合
 - ・ 変更登録年月日とその状況 平成19年12月1日 役員の変更

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成19年度実施状況）

研 修 名	期 間	人 数	研 修 先	備 考
新規採用職員（前）研修	5日間	2人	ふくしま自治研修センター	職場外研修
新規採用職員（後）研修	5日間	2人	ふくしま自治研修センター	〃
基本2研修	3日間	2人	ふくしま自治研修センター	〃
基本3研修	3日間	2人	ふくしま自治研修センター	〃
基本4研修	2日間	2人	ふくしま自治研修センター	〃
管理者研修	2日間	1人	ふくしま自治研修センター	〃
法律入門	2日間	1人	ふくしま自治研修センター	〃
企画書作成基礎	2日間	1人	ふくしま自治研修センター	〃
問題解決能力	2日間	1人	ふくしま自治研修センター	〃
政策法務	2日間	1人	ふくしま自治研修センター	〃
政策評価	2日間	1人	ふくしま自治研修センター	〃
行政課題セミナー	1日間	1人	ふくしま自治研修センター	〃
意識改革セミナー	1日間	1人	ふくしま自治研修センター	〃

(2) 勤務成績の評定の概要（平成19年度）

未実施

8 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成20年度）

(1) 職員の福利厚生状況

※地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生の計画を樹立し、実施することが義務づけられている。本町では、職員の互助会「広野町職員互助会」において福利厚生事業を行っている。（予算：会費12,000円/1人×84人）

広野町職員互助会給付事業の概要（主なもの）

給付事業名称	内 容	給 付 額
病気見舞金給付事業	会員が傷害や病気により入院等をした場合 (7日以上1ヶ月未満の入院)	5,000円
	会員が傷害や病気により入院等をした場合 (1ヶ月以上入院)	10,000円
弔慰金給付事業	会員が死亡した場合	50,000円と花環・供物
	会員の配偶者が死亡した場合	20,000円と花環
	会員家族が死亡した場合 (会員及び配偶者の親ならびに同一家族)	5,000円と花環
結婚祝金給付事業	会員が結婚したとき	20,000円
出産費給付事業	会員又は会員の配偶者が出産したとき	10,000円
退職祝金給付事業	会員が退職した場合	30,000円と花束

- ・ その他の福利厚生
 - 丑の日助成、スポーツ大会の開催、研修旅行

(2) 公務災害補償制度

加 入 団 体	災 害 件 数	災害の概要
地方公務員災害補償基金福島県支部	0件	

※職員が、公務災害又は通勤災害を受けた場合に、受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、併せて職員の社会復帰の促進、職員及びその家族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助などの福祉事業を行うことにより、職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、地方公務員災害補償基金が設置されている。